

京都府浄化槽の設置等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年京都府条例第23号）その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の基準等に関して必要な事項を定め、市町村と連携・協力して取扱いの適正化及び手続の明瞭化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、建築基準法及び浄化槽法その他関係法令の例によるほか、次の定めるところによる。

(1) 浄化槽工事業者 浄化槽法第21条第1項若しくは第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者又は同法第33条第3項の届出をして浄化槽工事業を営む者をいう。

(2) 浄化槽法定検査 浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質に関する検査をいう。

(適用除外)

第3条 この要綱は、京都市の区域に設置される浄化槽には適用しない。

第2章 浄化槽の技術上の基準等

(処理対象人員の算定基準)

第4条 浄化槽の処理対象人員の算定については、別表第1によるものとする。

(性能)

第5条 設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。

(構造基準)

第6条 設置する浄化槽は、その構造が次の各号に定める構造基準に適合するものとする。

(1) 電源は、浄化槽専用又は他の機器との共用で漏電遮断器を設けたものとし、送風機には、接地工事を施すこと。

(2) 浄化槽のマンホールは、十分な耐力を有し、回転ロック式蓋等の設置など転落事故防止等の安全措置を講じること。

(3) 浄化槽のマンホールの蓋は、地盤面から3ないし5センチメートル高くすること。

ただし、雨水等が浄化槽に流入しないための措置を講じる場合は、この限りでない。

(4) 工場生産の浄化槽は、原則として地下式とすること。

(5) 飲食店等のちゅう房施設にあっては、ちゅう房施設の排水口に油水分離装置を設けること。

(6) 処理対象人員が201人以上の浄化槽は、送風機及びポンプの故障等を示す警報装置を備えること。

また、管理者が常駐していない場合は、警報装置とともに、黄色のパトライトを備える等、速やかに故障を察知できる構造とすること。

2 現場打ちで設置する浄化槽又は既成コンクリート管を用いる浄化槽は、前項に定める基準のほか、次の各号に定める構造基準に適合するものとする。

(1) 各槽は一体の底盤に設置すること。

(2) 処理対象人員が201人以上の浄化槽は、送風機の空気供給量を各散気管ごとに調節可能であること。

なお、水中送風機を使用する場合にあっては、槽内の水を排出可能であり、かつ、保守点検が容易な構造の専用槽に設置するか、又は搬出可能なものとする。

(3) 処理対象人員が201人以上の浄化槽の流量調整槽には、専用の送風機を設け、各送風機に予備送風機を備えること。

(4) 処理対象人員が201人以上の浄化槽の各槽は、壁天端から50センチメートルの余裕高を有す

ること。

3 前2項の規定は、農業集落排水事業実施要綱（昭和58年、58構改第271号）等に基づき設置される浄化槽であって、建築基準法第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合は、適用しないものとする。

（保守点検、清掃又は使用を適正に行うための基準）

第7条 設置する浄化槽は、設置後において保守点検、清掃又は使用を適正に行えるために次の各号の基準に適合するものとする。

- (1) 浄化槽の清掃等に使用できる給水栓を設けること。
- (2) 浄化槽又は浄化槽に係る機械室等の見やすい場所に、その浄化槽の製造者、製造年月日、処理対象人員（人槽）、容量及び型式を破損しにくい方法で掲示すること。
- (3) 浄化槽の使用に伴う振動による騒音を防止するため、送風機に防振ゴムをはめ込む等、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (4) 浄化槽の使用に伴う悪臭を防止するため、上屋を設ける等、必要に応じて適切な措置を講じること。

（設置基準）

第8条 設置する浄化槽は、次の各号に定める設置基準に適合するものとする。

- (1) 浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。
- (2) 建築基準法において道路とみなされた場所に設置しないこと。
- (3) 浄化槽は、同一の敷地においては1施設とすること。ただし、地形又は建築物の構造等によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- (4) 公共井戸取締条例（昭和24年京都府条例第14号）に基づく公共井戸との距離は、原則として3.5メートル以上とすること。

第3章 浄化槽の設置等に係る書類

（建築基準法及び浄化槽法に基づく設置等の書類）

第9条 建築基準法に基づき、浄化槽の設置等を伴う確認申請を行う場合には、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び建築基準法施行細則（昭和25年京都府規則第90号）に基づく書類に別表第2の1の項に定める書類及び図書のうち(1)を除く書類及び図書を同表に定める部数添えて、提出するものとする。さらに、正本のうち1部及び副本については、(4)及び(5)の図書の添付を省略することができるものとする。

2 浄化槽法第5条第1項の規定による設置等の届出又は同法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による浄化槽の設置に関する計画の協議を行う場合には、別表第2に掲げる届出又は協議の種類に応じ同表に定める書類及び図書を同表に定める部数作成し、提出するものとする。

（浄化槽法に基づく使用開始報告等の書類）

第10条 浄化槽法第10条の2の規定による報告を行う場合には、別表第3に掲げる報告の種類に応じ同表に定める書類及び図書を同表に定める部数作成し、提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。ただし、第5条から第7条まで及び別表第1の1の(3)の規定は、平成7年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

2 改正前の別表第1（第4条関係）のただし書き第1号の適用を受けていた区域については、当分の間、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から適用する。

別表第1（第4条関係）

浄化槽の処理対象人員算定は、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」（以下「JIS」という。）によるものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げるところにより算定した人員をもって、処理対象人員とすることができるものとする。

- (1) 次に掲げる区域のうち市町村長が申し出た区域において住宅の浄化槽を設置する場合
JISの表の2イ欄中「130」を「170」と読み替えて算定した人員

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市（平成19年3月11日時点における山城町域及び加茂町域に限る）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づき定められた市街化区域を除く。

- (2) 農業集落排水事業実施要綱等に基づいて浄化槽を設置する場合 処理対象区域の特性を考慮した定住人口の推計値等に基づいて算定した人員

- (3) 住宅団地の開発区域内に集中処理方式の浄化槽を設置する場合であって、当該住宅の建築計画が定まっていないとき 次の表により算定した人員

一区画の敷地面積	一区画当たりの処理対象人員	
	第1種及び第2種低層住居専用地域	その他の地域
100㎡以下	5人	5人
100㎡超 150㎡以下	5人	7人
150㎡超	7人	7人

別表第2（第9条関係）

届出の種類	書類及び図書	部数
1 浄化槽法（以下この表において「法」という。）第5条に規定する浄化槽の設置の届出	(1) 浄化槽設置届出書（別記第1号様式） (2) 浄化槽法定検査について、指定検査機関の検査実施の承諾を得たことを証する書面 (3) 浄化槽処理対象人員算定書（別記第3号様式） (4) 建物平面図 (5) 付近見取図 (6) 配置図（建築物、浄化槽、放流経路及び道路の位置を明示したもの） (7) 敷地区画割図（団地の場合に限る。） (8) 浄化槽構造図（浄化槽法に基づく型式認定及び建築基準法に基づく型式適合認定を受けた浄化槽にあつては、当該認定書の写しを含む。） (9) 浄化槽構造強度計算書（コンクリート製浄化槽に限る。） (10) その他土木事務所長が必要と認める書類	正本2部 副本1部
2 法第5条に規定する浄化槽の構造又は規模の変更の届出	(1) 浄化槽変更届出書（別記第2号様式） (2) 1の項に掲げる書類及び図書のうち、当該浄化槽を設置するときに提出した浄化槽設置届出書又は建築確認申請書に添付した書類及び図書とその内容が異なる書類及び図書	正本2部 副本1部
3 法第12条の5に規定する浄化槽の設置に関する計画の協議	(1) 公共浄化槽設置計画協議申出書（別記第4号様式） (2) 浄化槽法定検査について、指定検査機関の検査実施の承諾を得たことを証する書面 (3) 浄化槽処理対象人員算定書（別記第3号様式） (4) 建物平面図 (5) 付近見取図 (6) 配置図（建築物、浄化槽、放流経路及び道路の位置を明示したもの） (7) 敷地区画割図（団地の場合に限る。） (8) 浄化槽構造図（浄化槽法に基づく型式認定及び建築基準法に基づく型式適合認定を受けた浄化槽にあつては、当該認定書の写しを含む。） (9) 浄化槽構造強度計算書（コンクリート製浄化槽に限る。） (10) その他土木事務所長が必要と認める書類	正本2部 副本2部

<p>4 法第 12 条の 5 に規定する浄化槽の設置に関する計画の変更の協議</p>	<p>(1) 公共浄化槽設置計画変更協議申出書（別記第 5 号様式） (2) 3 の項に掲げる書類及び図書のうち、当該浄化槽を設置するときに提出した公共浄化槽設置計画協議申出書</p>	<p>正本 2 部 副本 2 部</p>
---	---	---------------------------

別表第 3（第 10 条関係）

報告の種類	書類及び図書	部数
<p>1 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する浄化槽使用開始の報告</p>	<p>(1) 浄化槽使用開始報告書（別記第 6 号様式） (2) 技術管理者が法第 10 条第 2 項に規定する資格を有することを証する書類（処理対象人員が 501 人以上の浄化槽に限る。） (3) 当該浄化槽に係る保守点検に関する契約書の写し及び清掃に関する契約書の写し</p>	<p>正本 1 部 副本 1 部</p>
<p>2 法第 10 条の 2 第 2 項に規定する浄化槽技術管理者の変更の報告</p>	<p>(1) 技術管理者変更報告書（別記第 7 号様式） (2) 技術管理者が法第 10 条第 2 項に規定する資格を有することを証する書類</p>	<p>正本 1 部 副本 1 部</p>
<p>3 法第 10 条の 2 第 3 項に規定する浄化槽管理者の変更の報告</p>	<p>浄化槽管理者変更報告書（別記第 8 号様式）</p>	<p>正本 1 部 副本 1 部</p>

別 記

第1号様式（別表第2関係）

浄化槽設置届出書

年 月 日

京都府 (市町村) 長 様

京都府 土木事務所長

設置者の住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種 類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3 処理の対象	し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	建築物の用途 延べ面積 m ²		
5 処理対象人員及び算定根拠	処理対象人員 人 算定根拠 別添のとおり		
6 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他 ()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録(届出)番号	氏名又は名称 登録(届出)番号		
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図	別添のとおり		
12 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

(注意) 1 「京都府 (市町村) 長 様 については、不要のものを消してください。

京都府 土木事務所長 」

2 2欄及び7欄は、該当する事項を○で囲んでください。

浄化槽変更届出書

年 月 日

京都府 (市町村) 長 様
 京都府 土木事務所長

設置者の住所
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 設置届出年月日	年 月 日		
3 変更の内容及び理由			
4 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 （名称 認定番号 ） ②その他		
5 処理の対象	し尿及び雑排水		
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	建築物の用途 延べ面積 m²		
7 処理対象人員及び算定根拠	処理対象人員 人 算定根拠 別添のとおり		
8 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
9 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤ その他（ ）		
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録（届出）番号	氏名又は名称 登録（届出）番号		
11 着工予定年月日	年 月 日	12 使用開始予定年月日	年 月 日
13 付近の見取図	別添のとおり		
14 その他特記すべき事項			

行政庁記入覧

--

（注意）1 「京都府 (市町村) 長 様 については、不要のものを消してください。

京都府 土木事務所長 ）」

2 4欄及び9欄は、該当する事項を○で囲んでください。

浄化槽処理対象人員算定書

棟別 階別	建築用途	算定式	算定式中の 変数の値	処理対象人員
				人
				人
				人
				人
				人
				人
小 計				人
処理対象人員（小数点以下切り上げ）				人

設置する浄化槽の人槽	人
------------	---

公共浄化槽設置計画協議申出書

年 月 日

京都府 (市町村) 長 様
 京都府 土木事務所長

設置者（市町村）の所在地

設置者（市町村）の名称及び代表者の氏名
 電話番号

浄化槽設置計画を作成するので、浄化槽法第12条の5第4項の規定により次のとおり協議を申し上げます。

1 設置場所の地名地番 建物所有者（建築主） 土地所有者等の同意の有無	・ （建物所有者（建築主）） ・土地所有者の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・建物所有者（建築主）の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 （名称 認定番号） ②その他
3 処理の対象	し尿及び雑排水
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	建築物の用途 延べ面積 m²
5 処理対象人員及び算定根拠	処理対象人員 人 算定根拠 別添のとおり
6 規模及び能力	イ. 日平均汚水量 m³/日 ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率 % ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量 mg/l
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他（ ）
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録（届出）番号	氏名又は名称 登録（届出）番号
9 着工予定年月日 設置予定年月日 使用開始予定年月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
10 付近の見取図、構造図、仕様書及び処理工程図	別添のとおり
11 その他特記すべき事項（市町村が流入管等を整備する場合	

合、管等の概要)	
----------	--

行政庁記入欄

- | |
|--|
| |
|--|
- (注意) 1 「京都府 (市町村) 長 様 については、不要のものを消してください。
京都府 土木事務所長 」
- 2 2 欄及び7 欄は、該当する事項を○で囲んでください。

公共浄化槽設置計画変更協議申出書

年 月 日

京都府 (市町村) 長 様

京都府 土木事務所長

設置者（市町村）の所在地

設置者（市町村）の名称及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第12条の5第5項の規定により次のとおり協議を申し出ます。

1 設置場所の地名地番 建物所有者（建築主） 土地所有者等の同意の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ (建物所有者（建築主）) ・ 土地所有者の同意 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 建物所有者（建築主）の同意 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 	
2 設置計画協議年月日	年 月 日	
3 変更の内容及び理由		
4 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他	
5 処理の対象	し尿及び雑排水	
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	建築物の用途 延べ面積 m ²	
7 処理対象人員及び算定根拠	処理対象人員 人 算定根拠 別添のとおり	
8 規模及び能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l
9 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他 ()	
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録（届出）番号	氏名又は名称 登録（届出）番号	
11 着工予定年月日 設置予定年月日 使用開始予定年月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	
12 付近の見取図、構造図、仕様書及び処理工程図	別添のとおり	

13 その他特記すべき事項（市町村が流入管等を整備する場合、管等の概要）	
--------------------------------------	--

行政庁記入欄

--

- (注意) 1 「京都府 (市町村) 長 様 については、不要のものを消してください。
京都府 土木事務所長 」
- 2 2 欄及び 7 欄は、該当する事項を○で囲んでください。

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

京都府 （市町村）長 様

浄化槽管理者の住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を開始しましたので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により次のとおり報告します。

1 浄化槽の規模	処理対象人員	人
2 設置場所の地名地番		
3 設置の届出又は建築確認の年月日	年	月 日
4 使用開始年月日	年	月 日
5 技術管理者の氏名 ※処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る。		
6 浄化槽の保守点検を委託した 浄化槽保守点検業者	氏名又は名称	
	登録番号	
7 浄化槽の清掃を委託した 浄化槽清掃業者	氏名又は名称	
	許可番号	

(注意) 次の図書を添付してください。

- 1 技術管理者が浄化槽法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類
(浄化槽技術管理者認定講習会修了証の写し)
- 2 保守点検に関する委託契約書の写し及び清掃に関する委託契約書の写し

技術管理者変更報告書

年 月 日

京都府 （市町村）長 様

浄化槽管理者の住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

技術管理者を変更しましたので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により次のとおり報告します。

1 設置場所の地名地番	
2 設置の届出又は建築確認の年月日	年 月 日
3 技術管理者の氏名	変更前
	変更後
4 変更年月日	年 月 日

（注意） 変更後の技術管理者が浄化槽法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類（浄化槽技術管理者認定講習会修了証の写し）を添付してください。

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

京都府 （市町村）長 様

新たに浄化槽管理者になった者の住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽管理者に変更があつたので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により次のとおり報告します。

1 設置場所の地名地番	
2 設置の届出又は建築確認の年月日	年 月 日
3 変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称	
4 変更年月日	年 月 日

（注意） 浄化槽管理者の変更に伴い技術管理者が変更した場合は、技術管理者変更報告書（第7号様式）を併せて提出してください。

参考：浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3（2）の「共同浄化槽」に係るの取扱いについて
（令和元年6月20日 元水環第188号）

元水環第188号
令和元年6月20日

各市町村浄化槽事務担当部（課）長 様

京都府建設交通部水環境対策課長

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3（2）の「共同浄化槽」に係る取扱いについて

平成31年3月29日付けで浄化槽市町村整備推進事業実施要綱が改正され、接続人口100人を上限とする「共同浄化槽」の設置整備が新たに事業として認められ、代わりに平成28年3月31日付けで同要綱に追加された「複数戸に1基の浄化槽設置」の制度については廃止されました。

この「共同浄化槽」については、早期整備が図れ、かつ市町村による適切な維持管理が期待されます。

つきましては、平成28年10月4日付け8水環第324号の水環境対策課長通知を廃止し、適切な維持管理に支障がない場合に限り、「共同浄化槽」の取扱いを認めることとします。